

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

規制の名称：第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能の休止及び廃止の際の周知義務

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

評価実施時期：令和4年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響や、想定外の影響は発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時は下記のとおりベースラインを設定した。現在、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等によって事前評価時に想定していなかった影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインに変化は無い。

（事前評価時のベースライン）

固定電話網のIP網への移行、携帯電話の3Gネットワークから4Gネットワーク等への移行を契機として、他の電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備（固定系）又は第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する電気通信事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）が、これら設備の機能の休廃止をしようとする場合に、指定設備設置事業者は、

当該機能を利用する他の電気通信事業者（以下「接続事業者」という。）との協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間をなるべく短くする意向が働くと考えられ、その協議においては立場の弱い接続事業者の意向が反映されず、当該機能の休廃止に関する周知が接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれがある。

そのため、このような状況に対処するための規制をせず、指定設備設置事業者による当該機能の休廃止に関する事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

②で述べたとおり、本規制が課されていないければ、指定設備の機能の休廃止に関する周知が、接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれが依然として存在すると考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な費用は把握できないものの、事前評価のとおり、周知対象を接続事業者に限定しているとともに、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止をする旨を周知させるものであるため、今後周知が行われる場合にも、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。

なお、新たに発生する遵守費用について、例えば周知のための資料作成等に係る事務作業費用が想定されるところ、当該費用を一律的に示すことは困難であるが、当該事務に1人日を要すると仮定すると、一者あたりの費用は、

$$1 \text{ 人日} (= 1 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間}) \times \text{時間単価約 } 2,900 \text{ 円} (\text{※}) = \text{約 } 23,200 \text{ 円/者}$$

と推計される。

※ 約 2,900 円 = (令和 2 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (正規、年間) 4,957 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,685 時間 (令和 2 年)

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

指定設備設置事業者が接続事業者に対して周知するものであるため、行政が負担する費用はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な効果は把握できないものの、事前評価時に見込んだとおり、今後休廃止が行われる際に、接続事業者に対する周知が確実に実施されることにより、接続事業者による利用者への周知に関する準備期間が確保されることが期待される（電気通信事業者は、電気通信事業法第二十六条の四第一項の規定により周知させるときは、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日から起算して少なくとも三十日前（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、当該休止し、又は廃止する日から起算して少なくとも一年前）までに行う必要がある。（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十））。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われず、金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な効果は把握できないものの、ステークホルダーである指定電気通信設備の設置事業者や、当該事業者に接続を行う事業者とは、(本件に限らず)日常的にコミュニケーションをとっているところ、本件規制に関して、事前評価時に意図していなかった負の影響が生じている旨の指摘は特段されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な費用・効果等は把握できないものの、事前評価時に見込んだとおり、今後の休廃止に当たっては、指定設備設置事業者において発生する遵守費用は限定的である一方で、当該機能の休廃止に係る指定設備設置事業者による接続事業者への周知が確実に実施されることにより一定程度の効果が認められ、間接的影響も認められないため、本件規制の継続は妥当と考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法
の一部を改正する法律（案）

規制の名称：第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能
の休止及び廃止の際の周知義務

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成30年 3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

固定電話網のIP網への移行、携帯電話の3Gネットワークから4Gネットワーク等への移行を契機として、他の電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備（固定系）又は第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する電気通信事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）が、これら設備の機能の休廃止をしようとする場合に、指定設備設置事業者は、当該機能を利用する他の電気通信事業者（以下「接続事業者」という。）との協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間をなるべく短くする意向が働くと考えられ、その協議においては立場の弱い接続事業者の意向が反映されず、当該機能の休廃止に関する周知が接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれがある。

そのため、このような状況に対処するための規制をせず、指定設備設置事業者による当該機能が事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止に関する接続事業者との協議において、指定設備設置事業者は強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間を長く取る意向が働きにくいと考えられるところ、当該休廃止に係る周知の実施を電気通信事業者間の合意に委ねることとする場合、接続事業者の意向が反映されず、接続事業者及びその利用者の利益を確保するために必要な周知期間が十分に確保されないおそれがあることが課題である。

【規制の内容】

電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を利用する接続事業者及びその利用者の利益の確保を図るため、電気通信事業法において、当該接続事業者に対する周知の実施に関する行為規律を課す必要がある。

なお、「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成 29 年 9 月情報通信審議会答申）において、第一種指定電気通信設備の機能が廃止される場合には他事業者やその利用者に大きな影響が及ぶことから、他事業者への十分な周知期間を確保することが必要である旨が示されている。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

周知対象を接続事業者に限定しているとともに、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止をする旨を周知させるものであるため、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。

（行政費用について）

指定設備設置事業者が接続事業者に対して周知するものであるため、行政が負担する費用はない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものでないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止の際の周知義務が導入された場合には、接続事業者に対する周知が確実に実施されることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものでないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本件規制の導入により、接続事業者がその利用者に休廃止に伴う当該接続事業者の対応を周知させる場合には、当該接続事業者による当該利用者への周知に関する準備期間が確保されることが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、指定設備設置事業者において限定的な遵守費用が発生するものの、当該機能の休廃止に係る指定設備設置事業者による接続事業者への周知が確実に実施されることとなる。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「固定電話網の円滑な移行の在り方」（平成 29 年 9 月情報通信審議会答申）において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指定設備設置事業者による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の廃止の際の周知の実施状況を確認する。